

金 沢 駅 前

めがね🕶️ 税理士通信

GLASSES TAX ACCOUNTANT NEWSLETTER

Aug. 2023 vol.126

8月号

CONTENTS

1. 今月はココをチェック!めがね税理士の厳選税務 / MUKAI NEWS
2. むーマンの相続相談室
3. 今月の経営のヒント / 税務セカンドオピニオン

Topic

8月といえば？

夏の日差しが眩しい今日この頃、いかがお過ごしでしょうか？

8月はお盆、夏休み、高校野球等何かとイベントが多い時期であり、また、スイカ、素麺、かき氷といった夏を代表する食べ物もおいしい時期ですよね。そんな8月ですが、皆さんは8月といえば何をイメージするでしょうか？インターネット調べですが8月の定番第1位は花火大会だそうです。県内でもこの時期は多くの場所で花火大会が開かれますが、なぜ夏に花火大会が多いかというと、花火はお盆に行く迎え火や送り火の一種であり、慰霊・鎮魂の意味があるからだそうです。元々ご先祖様をお送りする為の花火が、いつしか8月を代表する鑑賞メインのイベントに育って来たという事ですね。





今月はココを
チェック!

めがね税理士の厳選税務



TOPIC



会社が災害を受けたときの取り扱い

近年は自然災害が頻発し、生活に大きな影響を与えています。今回は、会社が被災し、商品や店舗等への損失、または復旧のための費用が発生した場合の税制上の主な取り扱いについて解説します。

1 法人税の取り扱い

① 災害により滅失・損壊した資産等

法人の有する棚卸資産、固定資産などの資産が災害により滅失又は損壊した場合の損失、その取壊し又は除去のための費用、土砂その他の障害物を除去する費用は**損金に算入されます**。

② 資産の評価損

法人の有する棚卸資産、固定資産又は一定の繰延資産について、災害により著しい損傷が生じたことにより、その時価が帳簿価額を下回ることとなった場合には、帳簿価額と時価との差額を、**評価損として損金経理をすることにより、損金に算入することができます**。

③ 復旧のために支出する費用

法人が災害により被害を受けた固定資産の復旧に関して支出する費用は、修繕費と資本的支出とに区分され、現状回復費用は修繕費となり、固定資産の価値を高める・耐久性が増すような費用は、資本的支出(資産計上)とされます。また、被災前の効用を維持するための補強工事、排水又は土砂崩れの防止等のための費用は、**損金算入が認められます**。

2 災害損失特別勘定の設定

災害のあった日から1年以内に支出すると見込まれるものとして適正な見積額であれば、実際の支出が事業年度をまたぐものであったとしても、**災害損失特別勘定に繰り入れる**ことで、**被災事業年度の損金に算入することができます**。

原則、修繕費用等については修繕を行った事業年度で損金算入されることとなりますが、例えば災害による保険金が早々に入金されたものの、修繕工事がまだ着工しておらず事業年度を跨いでしまう場合には、原則通りであれば保険金の収益のみが計上されて過大な法人税負担が生じてしまうことになってしまいます。被災事業年度において適正な見積額を災害損失特別勘定を損金算入することにより、このような事態を避けることが可能になります。

MUKAI NEWS!

いしい社労士事務所開業!

むかいアドバイザーグループの百石です。去る7月15日、むかいアドバイザーグループに待望の社労士事務所『いしい社労士事務所』が誕生いたしました!!一昨年前に、弊所スタッフの石井が社労士資格を取得したところからスタートし、約2年間の地道な準備期間を経て、満を持しての開業となりました。むかいアドバイザーグループとしての新しいサービスのご提供でもあり、皆様により付加価値の高い、質の高いサービスをお届けできるよう所長の石井も並々ならぬ決意を抱いております。皆様、いしい社労士事務所の活躍にどうぞご期待ください!(^^)!



むーマンの相続相談室

テーマ：相続人の申告期限はいつ？

お悩み
解決！



回答者 むーマン

相続で困っている人たちに
助けるこころやさしいヒーロー。



相談者 太郎さん

相続で困ったときはいつも
むーマンに助けてもらっている。

Question

音信不通だった独り身の兄が亡くなったことを、死亡日から半年後に知りました。相続税もかかりそうなのですが、期限はどうなるのでしょうか？間に合うか心配です。



太郎さん



むーマン

相続税の申告期限は、『その相続の開始があったことを知った日の翌日から10か月以内』とされており、相続の開始とは通常の場合、被相続人（亡くなった方）の死亡した日を指します。一般的な場合は、「死亡した日＝死亡を知った日」に該当すると思いますので、死亡した日の翌日から10か月以内に相続税の申告をする必要があるということになります（相続税の納付期限も同日になります）。

死亡を知った
日の翌日から

そうすると私の場合の申告期限は、死亡した日の翌日ではなく、死亡したことを知った日の翌日から10か月以内ということですよ！



太郎さん



むーマン

そのとおりです。他にも相続税の申告期限の例外として次の様なケースがあります。

① 10か月後が土日祝日の場合

その相続の開始があったことを知った日の翌日から10か月後が土曜日、日曜日又は祝日だった場合、申告期限はその翌日以降の平日（営業日）となります。

② 相続人以外への遺贈があった場合

法定相続人以外の人に遺言で財産を与えることを遺贈といいます。受遺者（遺贈を受ける人）の申告期限は、『遺贈があることを知った日の翌日から10か月以内』となります。

③ 連続して相続が発生した場合

例えば父が亡くなり、相続税の申告期限前に今度は母が亡くなった場合は、母が本来申告すべき父の相続税の申告期限は、原則通りではなく母の相続開始があったことを知った日から10か月以内に変更されます。この場合、子が母の代わりに申告義務を引き継ぎますが、一方で子自身もともと申告すべき父の相続税の申告期限は延長されませんので、その点注意が必要です。

むーマン
から一言！

上記以外にも災害等があった場合の特例など、相続税の申告期限は意外と例外が適用となる場合も少なくありません。詳しい内容は専門家へご相談されることをおすすめします。

WEBからも
ご予約可能

相続の無料相談予約受付中！

お気軽に！

0120-779-155

相続手続き・相続税申告・遺言書作成・生前贈与・家族信託

※無料相談は事前予約で夜間・土日祝日も対応可能です。



今月の経営のヒント

MANAGEMENT TIPS



「志を立てよう」

志を立てよう。本気になって、真剣に志を立てよう。

今までのさまざまな道程において、いくたびか志を立て、いくたびか道を見失い、また挫折したこともあったであろう。しかし道がない、道がひらけぬというのは、何か事をなしたいというその思いに、いま一つ欠けるところがあったからではなからうか。

過ぎ去ったことは、もはや言うまい。かえらぬ月日にグチはもらすまい。そして、今まで他に頼り、他をアテにする心があったとしたならば、いさぎよくこれを払拭しよう。大事なことは、みずからの志である。みずからの態度である。実行力である。

志を立てよう。自分のためにも、他人のためにも、そしておたがいの国、日本のためにも。

(引用「道をひらく」 松下幸之助 PHP研究所)

SECOND OPINION

税務セカンドピニオン

むかい税理士法人では、顧問税理士の判断以外に、他の税理士の意見を求める「税金版セカンドオピニオン」というサービスを行っております。さまざまな税務問題に対し、豊富な解決実績をもとに、信頼性の高いご提案をさせていただきます。ご興味がある方は、お気軽にお問合せください！



税金版セカンドオピニオンのご相談例



相続や事業承継の
対策を打ちたい



経営改善について客観的な
アドバイスを受けたい



株式や不動産の移動などの
資本政策について相談したい



税理士が高齢又は担当が
税理士ではなく相談にくい

編集・発行



つねに むかに
むかいアドバイザリーグループ

むかい税理士法人／むかい司法書士法人／むかい行政書士法人
むかいアドバイザリー株式会社／むかい相続サポートセンター

代表者／税理士・行政書士 向 智大

代表者／税理士・司法書士・行政書士 向 貴子

〒920-0043 石川県金沢市長田2丁目24番33号

TEL.076-254-0301 FAX.076-254-0302 Email.info@mukai-group.com

受付時間 9:00～18:00 (平日・土日祝)



むかいアドバイザリーグループ
<http://www.mukai-group.com>



むかい相続サポートセンター
<http://www.auberge-sanglerier.com>



石川金沢家族信託
サポートセンター
<https://kanazawa-kazokushintaku.com>



公式 LINE
相続に関する情報を定期配信しています